

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項（2）（省令第20条第2項）
〔非該当電子計算機等に係る技術〕

CISTEC 2012. 08. 01

提供技術名:

パラメータシート
様式：該役コ-8（2）

メーカ一名:

(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分 (注1)		回 答		備 考
	技	ブ			
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術（外為令別表の8の項（1）、4の項に該当するものを除く。）であって、					
一 次のいずれかに該当するものか？					
イ 加重最高性能が0.25実効テラ演算超～0.5実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？	○		☐ いいえ	☐ はい (☐ 設計 ☐ 製造)	「付表の技術」 (下記[※]参照)
ロ 加重最高性能が0.5実効テラ演算超～3.0実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？	○		☐ いいえ	☐ はい (☐ 設計 ☐ 製造)	
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が0.25実効テラ演算超～3.0実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）か？	○		☐ いいえ	☐ はい (☐ 設計 ☐ 製造)	
三 次のいずれかに該当するものか。					
イ 加重最高性能が0.25実効テラ演算超～0.5実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？	○	○	☐ いいえ	☐ はい (☐ 設計 ☐ 製造)	「付表の技術」 (下記[※]参照)
ロ 加重最高性能が0.5実効テラ演算超～3.0実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？	○	○	☐ いいえ	☐ はい (☐ 設計 ☐ 製造)	
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）か？	○		☐ いいえ	☐ はい	

【※】「付表の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表２の付表に掲げられた技術をいう。